



Title	経営移譲に関する一考察 : 農業後継者の経営者への成長過程
Author(s)	淡路, 和則
Citation	農業経営研究, 12, 1-29
Issue Date	1986-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36430
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_1-30.pdf



経営移譲に関する一考察

— 農業後継者の経営者への成長過程 —

淡 路 和 則

は じ め に

1. 農業者年金制度による経営移譲
2. 経営移譲の実態
 - (1) 稲作における事例
 - (2) 酪農における事例
 - (3) 畑作における事例

むすび — 若干の考察 —

は じ め に

農業をとりまく情勢がきびしくなってきた今日、農業経営においても経営管理の重要性はますます大きくなってきており、農業の担い手の経営能力の向上が盛んに言われるようになった。そしてそれは将来の担い手にも目が向けられ、農業後継者の育成が重要な課題のひとつとしてとりあげられるようになった。

このように農業後継者（以下、後継者と略す）の育成が活発に論じられるなかで、しばしば「経営移譲」がその俎上にあげられている。後継者に経営活動を実践させ、やる気を起こさせるために「経営の早期移譲」を求めるといふのは、その代表的見解である。しかしながら、こういった議論の中で言われる「経営移譲」は、何を指すのか明確でないことが多く、経営移譲というものの吟味が十分に行なわれているとは言いがたい。経営移譲とは通常経営を移譲するに値する能力を有する者に対して行なわれるものであって、その能力をこれから具備して行こうという者に対して行なわれるものとは認め難いのである。また、経営を担うに足る能力を備えていない者に経営を移譲することは、能力向上を目指すためとは言っても、かなりの危険を伴なうものとなるであろう。

いずれにしても、後継者の育成ということに関しては、後継者がどのように経営

主となって行くのか、そのプロセスを把握することが第1に重要である。そのうえで、経営移譲というものは考えられるべきである。そこで本論文では、実態調査の結果を踏まえて、後継者が経営主になって行く過程を把握することを目的としたい。まず実態調査によってそれを描き出す前に、経営移譲を語る際に避けては通ることのできなくなった「農業者年金制度による経営移譲」について見ておきたい。

1 農業者年金制度による経営移譲

農業者年金制度は昭和45年に設けられ、①農業者年金事業、②離農給付金支給事業、③農地等の買入れ売渡し及び農地等の取得資金の貸付け事業、④相談サービス事業、を行うことにより「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する¹⁾」ことを目的としている。このなかでも柱となっているのが農業者年金事業であり、国民年金の給付とあいまって農業者の老後保障を充実させる一方で、こうした年金制度の整備によって老齡経営主の引退を促進し、経営の移譲による経営規模の拡大や経営主の若返りを図ろうというものである。またこれとあわせて、農業者年金基金は、「この対象とならない老齡または零細経営主に対し、離農の円滑化と農業経営の規模拡大に資するため、離農給付金を支給するとともに、農地の買入れ、売渡し等を行なうことにより、農業者年金制度を補完²⁾」しようとしているのである。

この農業者年金制度が発足してから14年目にあたる昭和59年度現在、農業者年金の加入者は、全国で885,644人、加入対象者1,106,173人に対して80.1%という高い加入率を示している。また北海道においては、加入者が72,900人で88.4%という全国平均を上回る高い加入率を示している。このことからすれば多数の後継者がこの制度によって経営移譲を受けたであろうし、今後も多くの後継者がこの制度によって経営移譲を受けることになるであろう。従って、農業者年金制度を無視して経営移譲の議論を進めることはできないといっても過言ではないであろう。

農業者年金は、その給付において「経営移譲年金」と「農業者老齡年金³⁾」という形をとっているが、「経営主の若返り」に寄与するのが前者である。経営移譲年金は、規定の保険料納付期間を満たしていれば、60歳になってから65歳になるまでに経営移譲を行って農業経営から引退すれば給付されることになっている。また、60歳到達前に経営移譲した場合は、60歳になってから給付されることになっている。

さて、この農業者年金による経営移譲の状況はどうなっているであろうか。これ

は、表1に示してある。例えば大正5年生れの者について見てみると、60歳までに保険料納付期間を満たした者が48,861人であり、この77.8%にあたる38,009人がこれまでに経営移譲を行ない経営移譲年金の給付を受けている。またこのうち65.5%の人が、60歳時点で経営を移譲している。この表からは、農業者年金による経営移譲率の高さがうかがえ、しかも60歳到達年に経営移譲する者が増加し、近年ではほとんどが60歳になった時点で経営移譲をして経営移譲年金を受給するといった状況を読み取ることができる。

表1 経営移譲状況

(昭和59年度末現在)

出生年	60歳時の対象者	経営移譲者					
		受給権発生時年齢					
		合計	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
大正	人	人	%	%	%	%	%
5	48,861	38,009 (77.8%)	65.5	16.9	11.1	4.9	1.6
6	48,583	39,535 (81.4%)	76.5	13.7	6.1	2.6	1.1
7	46,350	39,050 (84.3%)	85.1	9.1	3.3	1.7	0.8
8	48,636	41,877 (86.1%)	90.3	5.7	2.2	1.3	0.5
9	55,444	48,463 (87.4%)	91.9	4.9	2.0	1.0	0.2
10	51,104	44,950 (88.0%)	93.9	4.3	1.4	0.4	0
11	50,843	44,728 (88.0%)	95.9	3.5	0.6	0	—
12	53,713	46,970 (87.4%)	98.1	1.9	0	—	—

- 注) 1. 「昭和59年度農業者年金業務統計」より作成。
 2. 60歳時の対象者とは、60歳直前で受給に必要な保険料納付済期間等を満たす者。
 3. 60歳から64歳の百分率は、経営移譲者の合計に対する比率である。経営移譲者の合計欄の百分率は、「60歳時の対象者」に対する比率である。

では、農業者年金によって経営を移譲される側はどうなっているのでしょうか。表2は、譲受後継者の状況を年齢階層別にみたものである。これによると、昭和59年度新規裁定者47,203人のうち最も多いのが、長男への移譲で32,459人と7割近くになっている。長男以外への息子への移譲は、これよりかなり減って6,583人と15%に満たない。年齢階層を見ると、30～34歳がモード層になっており平均年齢が32.6歳となっている。

表2 年齢階級別譲受後継者状況（昭和59年度新規裁定分）

（単位：人）

	総数	25	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55歳	平均
		歳未満	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	以上	
総数	47,203	2,236	9,577	22,577	11,668	1,235	231	85	17	32.6歳
(性別)										
男子	43,326	1,721	8,484	20,680	10,964	1,168	218	76	15	32.7
女子	3,877	515	1,093	1,474	704	67	13	9	2	30.8
(続柄別)										
長男	32,459	985	5,644	16,586	8,897	332	12	3	-	32.7
長男以外の息子	6,583	660	2,568	2,908	432	14	1	-	-	29.9
娘	3,544	473	1,023	1,379	637	29	3	-	-	30.6
養子	4,590	112	339	1,273	1,696	858	213	82	17	36.7
その他	27	6	3	8	6	2	2	-	-	32.8

注）「昭和59年度農業者年金業務統計」より引用

このように見てくると、農業者年金による経営移譲はそのほとんどが父親の年齢によって規定され、父親が60歳になると多くは長男が譲受者となって30～34歳で突出したモード層を形成していると考えられる。

ところで、このような農業者年金による「経営移譲」というものは、いったいどのようなものでしょうか。規定では、経営移譲が終了する日の1年前の日（基準日）に一定の要件を備えている人が、基準日における農地等又は農業生産法人の持分（いずれも基準日以降の取得分も含む）を適格な後継者又は第三者に、適格に処分して農業から引退することになっている。ここでいう農地の処分とは、自作地につ

いては所有権の移転と使用収益権の設定がその方法として認められている。使用収益権の設定は、昭和51年の法律改正によって新たに認められるようになったのである。

この両者の割合を示したのが、表3-1である。これによると、昭和51年に使用収益権の設定（以下、使用貸借と略す）による経営移譲が認められてからは、件数・面積ともに使用貸借が所有権移転を上回り、その割合を増加させて来ている。昭和59年においては件数で8割、面積にして7割が使用貸借による農地処分となっている。また、昭和51年から52年にかけて総数も急激な増加を示しており、農地の処分方法に所有権移転だけでなく使用貸借が付け加わったことによる経営移譲の促進効果は大きかったと思われる。

この農地処分に関して北海道の状況を見たのが、表3-2である。資料の制約上、昭和57年以降に限られているが、全国の数値と比べてみると、確かに件数においては北海道でも使用貸借が所有権移転を上回っているが、その割合は全国に比べて小さいものとなっている。また、これを処分面積で見ると、わずかではあるが逆に所有権移転面積の方が使用貸借面積よりも大きくなっている。⁴⁾

いずれにしても、農地の処分は使用貸借によるものが多く、こうした経営移譲が実体を伴っているのかどうかははっきりしないという状況になってきている。そこで各機関が、農協の組合員勘定名義や農業共済組合等の名義、農業所得申告の名義などを後継者名義に変更するよう指導するようになったのである。

以上、農業者年金による経営移譲を概観したわけであるが、それは大多数の後継者にかかわるものであり、そのほとんどが父親が60歳に到達した時点でもたらされるものであった。しかもこういった「経営移譲」は、農地の使用収益権の設定といった方法によって行なわれることが多く、実体として明確に捉えることが困難になってきたのであった。

それではいったい実際の農業経営において、経営移譲はどのようになっているのであろうか。経営移譲を単に農業者年金という制度上のものとして受けとめるだけでなく、後継者が経営主となって行く過程のなかで経営移譲を実態的に把握する必要がある。

「農業者年金制度要綱」の「制度の趣旨」には、「資質のすぐれた経営担当者による生産性の高い農業経営の育成を図る必要」が言われているが、このような「資質のすぐれた経営担当者」を育成するためにも、後継者が経営主となって行く過程を実態として観察することが第1に重要になってくるのである。それができてこそ、

すぐれた農業経営者の育成につながる経営移譲が現われてくるであろう。

表 3 - 1 後継者移譲新規裁定者農地処分件数・面積（自作地）
（全 国）

年度	総 数	所有権移転	使用収益権設定	総 面 積	所有権移転	使用収益権設定
昭和	件	件、%	件、%	a	a、%	a、%
51	14,778	14,338(97.0)	448(3.0)	2,531,434	2,465,592(97.4)	65,842(2.6)
52	32,493	13,739(40.6)	19,280(59.3)	5,330,843	2,491,018(46.7)	28,398,25(53.3)
53	39,700	13,703(31.8)	27,079(68.2)	6,629,255	2,637,333(39.8)	3,991,922(60.2)
54	41,824	12,393(26.4)	30,789(73.6)	6,783,461	2,389,296(35.2)	4,394,164(64.8)
55	43,367	12,395(25.0)	32,546(75.0)	7,513,082	2,630,616(35.0)	4,882,466(65.0)
56	51,481	13,436(22.0)	40,169(78.0)	8,302,319	2,513,546(30.3)	5,788,773(69.7)
57	42,546	10,630(20.8)	33,702(79.2)	7,226,716	2,224,938(30.8)	5,001,778(69.2)
58	43,638	10,550(20.1)	34,872(79.9)	7,966,087	2,433,252(30.5)	5,532,835(69.5)
59	46,867	10,437(17.9)	38,457(82.1)	8,660,702	2,465,374(28.5)	6,195,328(71.5)

注）「昭和59年度農業者年金業務統計」より作成

表 3 - 2
（北海道）

年度	総 数	所有権移転	使用収益権設定	総 面 積	所有権移転	使用収益権設定
昭和	件	件、%	件、%	a	a、%	a、%
57	1,521	656(43.1)	881(57.9)	1,984,278	1,131,666(57.0)	852,612(43.0)
58	1,845	796(43.1)	1,073(58.2)	2,505,720	1,344,510(53.7)	1,161,209(46.3)
59	1,960	773(38.0)	1,214(62.0)	2,615,514	1,381,501(52.8)	1,234,014(47.2)

注）「農業者年金業務統計」（昭和59、58、59年度）より作成

2 経営移譲の実態

ここでは、実態調査の結果をふまえて、後継者が農業経営主になって行く過程を見ることにする。

昭和60年9月から12月にかけて、道内6市町村を対象に経営移譲にかかわる実態調査をおこなった。対象地域は、稲作の代表地域として空知のU町・N町、酪農の代表地域として宗谷のW市・T町、畑作の代表地域として十勝のH町・K町である。対象者は、各市町村9～12名という規模で、年齢26～37才となっている。調査では後継者が経営主となって行く過程で、経営にかかわる機能をどのように担ってきたかということに重点が置かれた。

以下、こうした経営にかかわる機能の分担の経緯を、それぞれ稲作、酪農、畑作について見ることにしたい。

(1) 稲作における事例

最初に学歴・農外就業経験を通して、後継者の就農に至る経過を見てみたい。(表4、5)まずは学歴であるが、U町・N町ともすべて高卒以上となっている。U町では、全員が農業高校卒であり、そのうち短大へ進学した者が4名いる。また、農業学園へ行った者は3名となっている。一方、N町では、高校で普通科を出た者が3名(判明分)、短大4名、4年制大学2名(うち中退1名)、大学院1名という学歴になっており、農業学園へは1名となっている。

このように学校教育を終えた後継者の就業であるが、①、⑬、⑲番農家に見るように自家農業に従事せず他産業に就業したのち農業にUターンしてくる者も存在する。また、学卒後すぐ自家農業に就いても兼業という形で農外に就業する者が多い。こういったなかで、②番農家に見られるように、農外就業を「夏・冬→冬のみ」と減らして行き、農業者年金(以下、年金と略す)による経営移譲を機に自家農業専業になる者も存在する。この他にも、年金による経営移譲を契機に農外就業をやめる者(①、⑮番農家)や、それを境に父親が農外に就業する場合(①、④番農家)も存在する。

表 4 U町の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農業(7)	農外(8)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
①	37	66	長男	12.0 ^(ka)	水稻 8.2 ^(ka) 小麦 3.8	七面鳥 40羽	♂(66), 37 ♀ 60, 36	♂ 66 ゴミ処理 (S55~)	農高 短大	22~31才 タクシー (冬期)	24	25 27 30
②	37	62	...	6.2	水稻 4.5 小麦 0.8 小豆 0.9	鶏 20羽	♂(62), 37 ♀ 60, 36	♂ 62 土建 6~12月	農高 短大	23~31才 土建(夏・冬) 31~34才 土建(冬)	23	24 26 30
③	36	68	長男	10.3	水稻 8.8 小麦 1.5	なし	♂ 68, 36 ♀ 32	♂ 36 土建 4~12月	農高 短大	22才~ 土建	27	28 34
④	35	63	長男	6.5	水稻 6.5	なし	♂ 35 ♀ 26	♂ 63 土建 (S58~)	農高	22~27才 整備工 29~31才 土建	28	29 31
⑤	34	74	長男	13.5	水稻 9.9 小麦 3.6	なし	♂ 34 ♀(65), 35	なし	農高 <学園>	19~21才 自動車工 (冬期)	23	24 26 28
⑥	33	68	長男	6.0	水稻 6.0	なし	♂(68), 33 ♀(65), 32	♂ 33 運送 (冬期)	農高 短大	20才~ 運送	23	25 27 29
⑦	33	63	長男	12.8	水稻 8.3 小麦 2.8 えん麦 1.3 小豆 0.4	なし	♂(63), 33 ♀ 30	♂ 33 土建 (冬期1ヶ月)	農高	23~31才 タクシー	26	27 29
⑧	33	61	長男	12.5	水稻 6.0 小麦 6.3 牧草 0.2	綿羊 6頭	♂ 61, 33 ♀ 29	♀ 53 看護婦	農高 <学園>	19~21才 配管工	26	27 29 32
⑨	36	58	長男	7.0	水稻 6.2 小麦 0.8	なし	♂ 58, 36 ♀ 58	♂ 58 (S58~) ♀ 58	農高	19~22才 自動車工 (冬期)	-	-
⑩	33	60	...	16.6	水稻 13.4 小麦 3.0 牧草 0.2	豚 60頭	♂ 60, 33 ♀ 56, 34	なし	農高	18~22才 土建、運送	22	23 25 31
⑪	32	59	長男	7.2	水稻 6.6 小豆 0.3 *メロン 0.3	なし	♂ 59, 32 ♀ 32	♂ 32 タクシー	農高	19~22才 自動車会社 社員	23	24 27
⑫	25	46	長男	14.6	水稻 12.0 牧草 2.4 *アト *コン 0.2	*綿羊 18頭	♂ 46, 25 ♀ 46, 25	♂ 25 鉄工所 (冬期2ヶ月)	農高 <学園>	19~22才 鉄工所 (夏・冬)	25	-

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勤口座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
31	31	S57(34才) 購入分 6.1ha	(32)	(32)	(32)	(32)	(32)	34	32
35	35	なし	23	28	28	28	28	28	26
28	28	○贈与 (S52.28才)	34	34	34	34	34	△	34
32	32	○贈与 (S57.32才)	(32)	(32)	(32)	(32)	(32)	(32)	33
25	...	贈与 (S60.34才)	19	19	(25)	(25)	(25)	(25)	25
25	25	○贈与 (S52.25才)	(25)	(25)	(25)	(25)	28	...	32
30	30	S49(22才) 購入分 S60(33才) 購入分 6.8ha	26	26	26	26	26	(30)	31
32	32	S50(23才) 購入分 6.0ha	21	21	21	21	23	23	21
-	父	なし	34	34	27	...	×	△	×
-	父	S48(21才) 購入分一部 S59(32才) 購入分 4.8ha	30	△	30	30	×	×	...
-	父	S53(25才) 購入分 3.2ha	△	△	×	×	×	×	×
-	父	S57(22才) 購入分 5.4ha	×	×	×	×	×	×	×

注)

- (1), (2), (7), (10)~(14), (16)~(17)の数字は年齢を示す。
- (5), (6)において※は家族内で分担の存在するものを示す。
- (7)の()は補助労働力であることを示す。
- (9)の<>は主な研修を示す。
(外)は自宅外通勤を示す。
- (13)の数字は、農業者年金による経営移譲を受けたときの後継者の年齢を示す。
- (15)の○印は農業者年金による経営移譲時の農地の贈与を示す。
- (16)の数字は、各々の意思決定について後継者が担うようになったときの後継者年齢を示す。
年齢の下の一印は、農業年金による経営移譲よりも早期に後継者によって担われていたことを示す。
○印は農業者年金による経営移譲があった年、及びその翌年から後継者によって担われたことを示す。
なお、○印は農業者年金による経営移譲の該当農家のみについて記した。
- (16)の△印は父親と後継者が相談して2人で意思決定を行なっていることを示し、×印は父親が意思決定を行なっていることを示す。
(17)の×印は父親が代表して部落会に出席していることを示す。
- は該当なしを、...は調査未了を示す。

表 5 N町の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農家(7)	農外(8)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
⑬	36	63	長男	16.1	水稻 1.4 小麦 2.7 小豆 1.3 メロン 0.1	なし	♂63,36 ♀(59),29	なし	大学 大学院 (修士)	なし	30	30 33 36
⑭	34	61	長男	10.0	水稻 3.7 小麦 1.8 小豆 1.4 大豆 0.3	なし	♂(61),34 ♀(58),31	♂61 土建 5~11月	普高 短大	21~29才 土建	27	28 29
⑮	33	64	長男	7.9	水稻 3.7 小豆 3.0 小麦 0.2 メロン 0.5 ソバ 0.5	なし	♂64,33 ♀63,31	♂33 スキー場	高卒	20~30才 土建	23	25 26
⑯	32	66	長男	6.1	水稻 6.1	なし	♂32 ♀(61)	♂31 教員	普高 短大	23~24才 機械メーカー 社員	26	29 31
⑰	31	65	長男	5.7	水稻 4.5 小豆 } 1.2 ビート	なし	♂(65),31 ♀(59),25	♂65,31 土建	農高 短大	20才~ 土建	30	31
⑱	28	57	長男	6.2	水稻 4.9 小豆 1.3	なし	♂56,27 ♀53	なし	高卒 <学園>	21~24才 スキー場	-	-
⑲	28	51	長男	6.0	水稻 5.5 小麦 0.5	なし	♂51,28 ♀52	♂51 土建 4~11月	高卒	18~20才 東京で勤務	-	-
⑳	27	59	三男	7.8	水稻 5.9 小麦 1.3 小豆 0.4 メロン 0.2	なし	♂59,27 ♀60	♀31 保健婦	農高 短大	19~26才 土建	23	-
㉑	27	51	長男	15.0	水稻 1.4 小豆 } 3.6 ソバ	なし	♂27 ♀51,26	♂51 農協専務 (S57~)	普高 大学中退	21~23才 土建	24	25

注)

表4に同じ

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勘口座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
33	33	○贈与 (S 57. 33才)	(33)	(33)	(33)	(33)	(33)	(33)	...
33	33	なし	29 —	32 —	29 —	29 —	(34)	△	32
31	31	S 59(32才) 購入分 1.6ha	(31)	(31)	(31)	(31)	(31)	(31)	31
26	26	S 56(28才) 購入分 0.4ha	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	...
26	26	なし	28	28	28	30	×	×	26
—	父	なし	×	×	×	×	×	×	×
—	父	なし	春～父 秋～ 後継者	...	26	...	×	×	28
—	父	S 60(27才) 購入分 1.3ha	△	27	×	×	×	×	×
—	24	なし	24	24	24	24	24	24	...

以上のことから、年金による経営移譲とこれら稲作農家の就業状態との関連は決して小さなものではないように考えられる。

さて次に、経営にかかわる機能について見てみたい。これについては、意思決定というものを通してその分担状況を把握することにし、意思決定を農作業・作付・生産資材購入・生産物販売・資金管理・投資の局面に分け、それぞれ何才頃から自分の判断で処理できるようになったのかを調べてみた。

表4、5を見ると、年金による経営移譲を機にすべての意思決定を後継者が担うようになったケースが4戸(④、⑬、⑮、⑯番農家)ある。しかしながら他の多くは、年金による経営移譲の前より意思決定の一部分を担っており、その担われる部分の多くは農作業・作付あるいは加えて生産資材購入・生産物販売である。また、なかにはこうした経営移譲以前よりすべてに渡って後継者が意思決定をしている農家(⑧、⑲番農家)もあるが、これには父親の農外就業、役職、健康状態が関与している。

逆に、年金による経営移譲よりも遅れて後継者に意思決定が担われるものを見ると、そのほとんどが投資であり資金管理である。なかにはすべてが移譲後に後継者によって意思決定が担われて行く農家(③、⑰番農家)もあるが、これらはいずれも後継者が兼業となっている。

このような意思決定に関する分担は、全体的な傾向として20代半ばから30代半ばにかけて、まず農作業、作付、あるいはそれに加えて生産資材購入、生産物販売、そして遅れて資金管理、投資という流れになっている。こうした過程において、⑥番農家が農作業・作付・生産資材購入・生産物販売、⑥番農家が生産資材購入・生産物販売・資金管理・投資などと該当する部分の違いこそあれ、年金による経営移譲が後継者にとって意思決定にかかわって行く際の契機になっているということが指摘できる。

次にこのような意思決定にかかわって、部門の分担について触れておきたい。⑪、⑳番農家においては、基幹部門である水稻は父親の意思決定に委ねられているが、副次部門であるメロンはすべて後継者によって担われている。またこの2戸ともメロン関係の新規投資の資金については、後継者自らの兼業による蓄積と父親が借入れた長期資金とによって賄われており、作業については、ほとんど後継者夫婦でやっていて、父親は臨時で手伝う程度である。この他には、㉑番農家のように父親が後継者に水稻部門を委ねた後のことを考え、それ以前から自分の担当する部門として緬羊を導入している農家もある。この緬羊に関して後継者は、飼料作物の収穫

を手伝うのみである。

以上、意思決定を通して経営にかかわる機能分担について見てきたわけであるが、これらはあくまでも経営内のことである。これより経営内における主導者を知ることができるのであるが、これは経営外部に対する代表者とは必ずしも一致するとは限らないであろう。そこで次に地域社会に対して、いつ頃から後継者が経営の代表者となるのかということについて考えてみたい。この問題については、部落会への出席（代理ではなく代表として）をとって調べてみた。その結果を見ると、多くの場合、年金による経営移譲を機に後継者が代表として部落会に出席するようになっていて、年齢的には30歳を過ぎてからという者が半数以上を占めている。経営移譲より遅れて出て行くようになったのは、③、⑥番農家の2戸であり、③番農家は後継者が4～12月の間兼業をしており、⑥番農家は父親が地区の役員をやっている。またこの2戸とも経営内における意思決定が、年金による経営移譲を過ぎても後継者に委ねられていないという状況にあった。逆にかなり早期より出席している⑧番農家は、両親が農外就業しており経営内外にわたって後継者がすべてを担わざるを得なかった事情がある。

最後に家督である農地の名義について見ることにする。はたして後継者は、いつどのように農地所有者になるのであろうか。使用収益権設定による経営移譲が多くなっている現在、このことについて調べるのは極めて意味深いことであると思われる。

表4、5を見てわかることは、農地の生前一括贈与を受けている後継者が少ないということである。U町では、年金による経営移譲を受けた者8人のうち3人（③、④、⑥番農家）が、移譲時に一括贈与を受けているだけである。⑤番農家は、年金による移譲を受けてから9年経過した年（父親74歳、後継者34歳）に贈与が行なわれている。N町においては、贈与を受けた後継者はわずか1人であり、年金による経営移譲時になされている。この他の多くの農家では、後継者が就農してからの新規取得分の農地は後継者名義とするものの、年金による経営移譲では贈与していない。

このような事例より、これら稲作農家においては、後継者就農後の規模拡大分を後継者の名義にしておき、年金による経営移譲に際しては所有権移転は起こらず、父親が高齢になってから贈与するといったケースが多いと考えられる。

(2) 酪農における事例

酪農の代表地域として選ばれたW市・T町の事例を表6、7を使って見てみたい。まず学歴・就業についてであるが第1に最終学歴が中学卒である者が多いということがあげられる。調査対象の中には、短大・4年制大学を卒業した者はいなかった。そして第2に、農外就業経験がほとんどないということがあげられる。つまり、彼らの半数が義務教育を、あとの半数が高校を終えるとただちに自家農業に就き、農閑期に農業学園等で研修を受けるという形をとっているのである。そして、現在も農外の職業に従事している者はなく、皆自家農業専業である。

このように自家農業に就業した後継者は、どのように経営にかかわる機能を担ってきたのであろうか。まずは経営内における意思決定について見てみたい。表6、7を見ると、これらの意思決定はほとんどが年金による経営移譲の前に後継者に委ねられており、しかも10代のおわりから20代後半という若い時期にそうになっているのがわかる。移譲後に後継者に担われるようになったものを探しても、②⑤番の資金管理、③⑥番の資金管理・投資を例に見るのみである。また、年金による経営移譲を機に資金管理などが後継者に委ねられるようになったのは、②⑥、⑦、③④、③⑧番農家の4戸であり、そのうち③⑧番農家は、移譲年次と結婚年次が重なっている。つまり、これら酪農経営の意思決定が後継者に委ねられて行く過程に対して、年金による経営移譲はそれほど関与していないのであり、むしろ移譲前に意思決定のほとんどの部分が後継者によって担われており、すべてが担われているものも少なくないのである。また、年金による経営移譲が該当しない③②、③③番農家においては、農地の生前贈与以前にすべて、あるいは資金管理を除くすべての意思決定が後継者によって担われている。

このような意思決定が後継者によって担われて行く経過を見ると、全体的な傾向としてははじめは農作業、作付あるいは生産資材購入、生産物販売⁵⁾、そして最後に資金管理、投資という様になっている。また、最後の資金管理と投資については、「投資→資金管理」というケースがこの逆のケースよりむしろ目立っている。

部門での分担については、一切が後継者にまかされているような独立した部門は存在していないが、作業上あるいは管理上、乳牛の分担が存在している。多くの場合、経産牛は男子ないし女子の基幹的労働力が、育成牛・仔牛は女子ないし男子の補助的労働力が飼養管理にあっている。また、④①番、④②番農家のように経産牛の搾乳・管理を半数づつ父親と後継者で分担している農家も存在している。特に④②番農家においては、飼料給与も父親と後継者で異なっており、それぞれ自分の判断で

飼料給与を行なっている。

次に部落会への出席について見てみたい。部落会へは、20代半ばから出始める者が多く、年金による経営移譲とはあまり連動していないのが特徴である。20代半ばという比較的若い時期ではあるが、経営内においては農作業や飼料の購入、乳牛の売買などについて、自らが意思決定を担っている後継者たちである。また、㉓、㉔番農家のように結婚を契機とする農家も存在している。

最後に農地の名義についてであるが、年金による経営移譲の際に生前一括贈与しているのが大きな特徴である。この例外となっているのは、㉕、㉖番農家のわずか2戸のみである。

(3) 畑作における事例

畑作の代表として、H町、K町の事例を表8、9で見ることにはしたい。まず学歴を見てみると、全員高校卒業以上となっており、短大卒がH町で2名、4年制大学卒がK町で1名、中退者1名となっている。なお、H町には町立の農業高校があり、そこに専攻科(2年季節制課程)が設置されていて、高校卒業後この課程に進む者も多い。

このように学校教育を終えた後継者の就業について見ると、自家農業以外の仕事を経由した者は存在せず、学卒後すぐに自家農業に就いている。また、農外就業経験を見てみると冬期のアルバイトがほとんどである。

次にこうして自家農業に就いた後継者が、経営にどのようにかかわって行くかを見てみたい。まず意思決定と年金による経営移譲との関連であるが、サンプル数が少ないので速断できないが、㉗、㉘、㉙番農家においては経営移譲が契機となって生産資材購入、生産物販売⁶⁾、資産管理、投資についての意思決定が後継者によって担われるようになっている。このうち㉙番農家は経営移譲の年次と結婚の年次とが続いている。また㉘番農家の様に、年金による経営移譲より遅れて結婚を機に意思決定がすべて後継者によって担われるようになった農家も存在している。一方年金による経営移譲より早く後継者によって担われる意思決定について見てみると、その多くは農作業、作付、生産資材の購入であり、逆に遅くなるのは、㉚番農家に見る様に生産物の販売、資金管理、投資となっている。

このような年金による経営移譲に該当しない㉛、㉜番農家においては、農地の生前贈与を受けた年から生産物の販売、資金管理、投資を後継者が担うようになっている。

表 6 W市の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農業(7)	農外(8)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
㉒	35	62	...	75.7	(ka) 採40.0 (ka) 放20.0 兼15.0 デントコン他0.7	経41(頭) 育31	♂62,35 ♀56,32	♂66 (S58~)	中卒	なし	29	31 32 35
㉓	35	61	長男	48.0	採28.0 放12.0 兼5.0	経35 育41	♂35 ♀35	♂61 家畜商	中卒 <農業講習所>	なし	23	24 26 28
㉔	34	63	長男	55.0	採30.0 放20.0 兼4.0 かぶ1.0	経40 育35	♂63,34 ♀57,31	なし	農高(外) <学園> <アメリカ実習>	なし	32	-
㉕	33	65	長男	55.0	採25.0 放20.0 兼10.0	経35 育44 鶏10羽	♂65,33 ♀(60)	なし	農高(外) <他家実習>	なし	-	-
㉖	33	62	長男	43.0	採28.0 放10.0 兼5.0	経36 育31	♂(62)33 ♀(59)30	♂62 土建	普高	18才 6ヶ月間	25	25 31 32
㉗	31	65	二男	65.0	採40.0 放20.0 兼5.0	経39 育36	♂65,31 ♀64	なし	農高(外)	なし	-	-
㉘	29	63	...	50.0	採- 放6.0 兼44.0	経50 育30	♂63,29 ♀56,25	♂63 ♀56	中卒 専門学校 <他家実習>	16~17才 アルバイト	29	-
㉙	29	58	長男	41.0	採34.0 放7.0 兼-	経39 育27	♂58,29 ♀52	♂58 秋1ヶ月	中卒 <農業講習所>	なし	-	-
㉚	29	56	二男	36.3	採21.0 放15.0 兼- ビト0.3	経30 育32	♂56,29 ♀55	♂56 10日間	農高(外) <学園>	なし	-	-
㉛	28	58	...	43.0	採... 放... 兼...	経43 育46	♂58,28 ♀47,30	♀47 測量	農高(外)	なし	-	-

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勘口座座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
33	35	○贈与 (S58, 33才)	25	25	25	25	25
34	...	○贈与 (S59, 34才)	18	18	18	23	24	27	23
33	父	贈与 (S58, 32才)	19	25	25	25	27	25	×
28	父	なし	19	19	19	19	×	△	×
30	31	○贈与 (S57, 30才)	20	20	23	(30)	(30)	23	31
26	26	○贈与 (S55, 26才)	20	20	20	20	(26)	23	20
-	父	なし	25	25	×	...	×
-	父	S58(27才) 2割相続	16	18	16	16	19	...	×
-	父	なし	19	19	19	24	24	24	25
-	父	S58(26才) 購入分 20ha	20	20	20	20	20	20	26

注)

表4に同じ

(5)の(採)は採草専用地、(放)は放牧専用地、(兼)は採草・放草兼用地を示す。

(6)の(経)は経産牛、(育)は育成牛を示す。

表 7 T町の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農家(7)	農外(8)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
㊸	34	71	長男	40.0	採(20.0) 放(10.0) 兼(10.0)	綯(44) 育(29)	♂(34) ♀(27)	なし	中卒 〈学園〉	なし	27	27 29 31
㊹	33	70	長男	39.0	採(24.0) 放(3.0) 兼(11.0) ビート(1.0)	綯(51) 育(38)	♂(70),33 ♀(61),31	なし	中卒 〈学園〉	なし	30	—
㊺	33	65	長男	45.0	採(30.0) 放(15.0) 兼(—)	綯(40) 育(29)	♂(65),33 ♀(33)	なし	中卒	なし	31	—
㊻	33	60	二男	33.0	採(28.0) 放(5.0) 兼(—)	綯(36) 育(25)	♂(60),33 ♀(24)	なし	普高(定時)	19~22才 自動車整備 会社	30	30
㊼	32	61	二男	52.0	採(38.0) 放(12.0) 兼(—) かぶ(2.0)	綯(60) 育(53)	♂(61),32 ♀(59),27	なし	中卒 〈学園〉	なし	28	29 31
㊽	30	60	…	33.9	採(13.9) 放(17.9) 兼(—) ビート(3.0)	綯(36) 育(29)	♂(60),30 ♀(57),30	なし	中卒 〈学園〉 〈他家実 習〉	なし	25	—
㊾	29	62	二男	32.0	採(22.0) 放(10.0) 兼(—)	綯(37) 育(27)	♂(29) ♀(22)	なし	中卒 〈学園〉	なし	27	28
㊿	32	58	長男	53.5	採(33.5) 放(20.0) 兼(—)	綯(50) 育(50)	♂(58),32 ♀(58),30	なし	農高(外)	なし	26	27 29 32
①	30	58	長男	63.0	採(47.0) 放(8.0) 兼(8.0)	綯(39) 育(29)	♂(58),30 ♀(53),27	なし	農高(外) 〈研修牧 場〉	なし	24	25 26 28
②	26	52	…	46.0	採(22.0) 放(18.0) 兼(6.0)	※綯(50) 育(39)	♂(52),26 ♀(45)	なし	普高 〈農業大 学校〉	なし	—	—
③	25	53	長男	35.5	採(30.0) 放(3.2) 兼(—) デントコン 2.5	※綯(40) 育(30)	♂(53),25 ♀(49)	なし	農高 〈農業者 大校〉	なし	—	—

注)

表4に同じ

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勘口座座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
—	33	贈与 (S 59, 33才)	24	24	24	…	27	29	24
—	30	贈与 (S 59, 32才)	16	16	23	23	×	23	28
28	31	○贈与 (S 55, 28才)	20	20	23	…	(28)	(28)	32
33	33	S 60(33才) 26 ha 贈与	22	26	26	26	30	26	33
31	31	○贈与 (S 59, 31才)	22	22	28	28	△	28	×
30	30	○贈与 (S 60, 30才)	18	18	18	…	…	…	…
27	27	○贈与 (S 58, 27才)	17	17	(27)	(27)	(28)	(28)	26
—	父	なし	△	…	△	…	×	×	×
—	28	なし	27	…	27	27	×	△	×
—	父	S 59(25才) 購入分 4 ha	△	×	24	…	×	△	×
—	父	なし	△	△	22	×	×	△	×

表 8 H町の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農家(7)	農外(8)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
⑬	36	74	二男	29.3	(ka)イモ 10.7(ka) 小麦 7.0 ビート 8.2 豆 3.4	なし	♂ 36 ♀ 35	なし	農高	なし	23	24 26 27
⑭	33	72	長男	21.2	イモ 9.2 小麦 5.2 ビート 5.2 豆 2.8	なし	♂(72),33 ♀(68),32	なし	農高 〈学園〉	なし	23	25 28 30
⑮	33	62	長男	23.7	イモ 10.1 小麦 6.3 ビート 5.3 豆 2.0	なし	♂ 62 33 ♀ 60 24	なし	農高 専攻科 〈アメリカ実習〉	19~22才 地元、東京	33	—
⑯	31	69	長男	28.7	イモ 9.5 小麦 8.0 ビート 5.4 豆 2.0 スイートコーン 3.8	なし (S48まで 乳牛)	♂(69),31 ♀ 31	なし	高卒	なし	22	23 27 29
⑰	31	S57 死亡	長男	24.0	イモ 11.0 小麦 5.0 ビート 6.2 豆 1.8	なし	♂ 31 ♀ 28	なし	農高 専攻科	なし	28	29 31
⑱	28	67	長男	24.8	イモ 9.5 小麦 7.1 ビート 4.8 豆 3.4	なし	♂ 67,28 ♀ 62,26	なし	農高 専攻科	なし	25	25 27
⑲	33	59	長男	26.4	イモ 10.7 小麦 6.3 ビート 6.2 豆 1.0 スイートコーン 2.2	なし (S48まで 乳牛)	♂ 59,33 ♀ 29	なし	農高 短大	なし	25	26 28 33
⑳	33	58	長男	25.8	イモ 10.0 小麦 5.8 ビート 6.2 豆 3.8	なし (S53まで 乳牛)	♂ 58,33 ♀ 31	なし	普高 短大	なし	27	28 29
㉑	31	57	...	25.7	イモ 10.4 小麦 7.9 ビート 5.5 豆 2.3	なし	♂ 57,31 ♀ 53,27	なし	農高 専攻科	なし	25	27 29 31
㉒	30	58	長男	28.3	イモ 10.5 小麦 8.0 ビート 7.2 豆 2.6	なし	♂ 58,30 ♀ 55,28	なし	農高 専攻科	なし	25	26 29
㉓	29	59	長男	21.2	イモ 9.9 小麦 4.9 ビート 5.5 豆 0.9	なし	♂ 59,29 ♀ 58,28	なし	農高 専攻科 中退	なし	24	25 26

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勘口座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
—	29	贈与 (S 53. 29才)	23	23	20	29	29	29	21
—	27	贈与 (S 54. 27才)	19	27	19	27	27	27	26
32	...	なし	29	△	29	△	32
23	23	○贈与 (S 52. 23才)	18	19	(23)	(23)	(23)	(23)	23
—	28	相続 (S 57. 28才)	20	29	27	29	29	29	20
23	...	贈与 (S 60. 28才)	25	25	25	25	25	25	25
—	父	S 48(21才) 購入分 2.5ha	23	23	23	28	28	28	25
—	...	S 56(29才) 半分贈与	24	29	29	29	29	29	25
—	...	なし	△	△	21	×	×	×	×
—	父	なし	23	26	26	×	×	×	×
—	...	S 55(24才) 購入分 2.5ha	19	19	19	...	28	28	29

注)

1. 表4に同じ
2. H町ではいわゆる組勘制度を採用していないが、口座あるいは取引伝票の名義変更によって代替した。

表9 K町の事例

農家番号	年齢		先代との続柄	作付面積	作物	家畜	家族労働力		後継者の経歴			
	後継者(1)	先代(2)					自家農業(7)	農外(9)	学歴(9)	農外就業の経験(10)	結婚(11)	出産(12)
㉔	36	65	長男	2.2.0	(ka)イモ 4.8(ka) 豆 11.0 ビート 3.6 スイートコーン2.6	なし (S54まで乳牛)	♂ 65,36 ♀ 65,34	なし	農高	なし	24	26
㉕	34	S44死亡	長男	2.2.9	イモ 3.8 小麦 7.6 ビート 4.6 豆 4.9 スイートコーン2.0	なし (S46まで乳牛)	♂ 34 ♀ 64,29	なし	農高	32才電話工事(冬期)	32	33
㉖	33	61	長男	2.4.7	イモ 4.3 小麦 3.2 ビート 6.7 豆 8.8 スイートコーン1.7	なし (S48まで乳牛)	♂ 61,33 ♀ 34	なし	農高	19~23才鍛冶(冬期)	28	29 31 33
㉗	32	63	長男	3.4.2	イモ 10.0 小麦 5.5 ビート 9.9 豆 9.0	なし (S57まで乳牛)	♂ 62,32 ♀ 58,33	♂ 32 除雪	農高	17~19才整備工場	19	20 21 24
㉘	27	66	二男	17.9	イモ 4.7 小麦 2.3 ビート 5.7 豆 5.2	なし	♂ 27 ♀ 57,26	なし	農高	なし	23	24 24
㉙	32	58	長男	18.3	イモ 4.5 小麦 4.1 ビート 5.0 豆 4.7	なし (S49まで乳牛)	♂ 58,32 ♀ 57,30	なし	普高	19~20才自動車整備	26	27 32
㊱	32	57	長男	28.0	イモ 4.1 小麦 6.6 ビート 6.3 豆 8.8 スイートコーン2.2	なし (S52まで乳牛、鶏)	♂ 57,32 ♀ 29	なし	普高 大学	なし	27	27 29
㊲	30	58	長男	20.5	イモ 4.3 小麦 2.5 ビート 6.0 豆 7.7	なし (S56まで乳牛)	♂ 58,30 ♀ 54	♂ 30 農協(冬期1ヶ月)	農高 <学園>	なし	-	-
㊳	29	54	長男	36.5	イモ 12.0 小麦 10.0 ビート10.0 豆 4.5	なし (S58まで乳牛)	♂ 54,29 ♀ 51,25	なし	普高中退 大学 ユニラン ジニア ド実習	なし	29	29
㊴	29	S55死亡	長男	23.0	イモ 6.5 小麦 5.7 ビート 6.0 豆 3.5 スイートコーン1.3	なし (S54まで乳牛)	♂ 29 ♀ 54,24	なし	農高 <学園>	20~25才協同鍛冶(冬期)	26	27 29

注)

表4に同じ

経営移譲関係			意思決定 (16)						部落会出席 (17)
農年受給 (13)	組勘口座 (14)	農地の名義 (15)	農作業	作付	生産資材購入	生産物販売	資金管理	投資	
31	31	○贈与 (S55, 31才)	20 —	20 —	20 —	(31)	(31)	(31)	23
—	20	S46 (20才) 相続	20	20	20	20	20	20	20
32	32	○贈与 (S59, 32才)	19 —	(32)	...	△	(32)	(32)	32
31	31	なし	22 —	28 —	22 —	△	×	×	31
22	23	S53 (20才) S56 (23才) 購入分 5.0ha	19 —	21 —	(23)	(23)	(23)	(23)	23
—	父	S48 (20才) 購入分 5ha	22	28	30	△	×	30	×
—	28	S55 (27才) 交換分合 12.8ha	27	24	24	27	27	27	28
—	父	なし	△	×	28	×	×	△	×
—	父	なし	×	×	×	×	×	×	×
—	24	S55 (24才) 相続	22	22	22	22	22	22	22

以上のように意思決定が後継者によって担われて行く経過についてその流れを大きく言うならば、まずは農作業で次に作付と生産資材購入であるが、どちらかと言うと後者の方が早い場合が多い。そして最後に生産物販売、資金管理、投資であるが、この三者はひとまとまりとして観察されることが多い。このような過程は、年齢で言うと20歳くらいから30歳くらいにかけて見られる。

ここで部門の分担について簡単に触れておきたい。以前、酪農部門をもっていた農家においては、畑作と酪農で担当者が分かれていた場合(49、62番農家)も存在していたが、畑作専業ということでは、後継者が独立して取り仕切っている部門は見当らない。但し、畑作専業の中でも後継者が機械利用組合等のオペレーターとして出役している間、残った労働力で自家の収穫作業等を行なうといった作業の分担は存在するのであるが、ここではくわしく触れない。いずれにしてもこのような作業上の分担は存在しても、栽培管理を分担したりすることは見当らず「総がかり的」な特徴をもっているとも言えそうである。

さて次に経営外部への代表者機能ということで部落会への出席について見てみたい。多くの後継者が、年金による経営移譲前から部落会に出席しているが、それぞれ農作業や生産資材購入等に関しては自分で意思決定を担える状況にある。出席のきっかけとして多いのは、年金による経営移譲(45、56、57番農家)と結婚(48、49番農家)であり、両方が重なっていると考えられる農家(46、58番農家)もある。年金による経営移譲に関して言えば、これより遅れて部落会に出席するようになった例はこのなかでは結婚をその契機とする48番農家のみである。

最後に農地の名義についてであるが、年金による経営移譲のあった7戸のうち移譲時に一括贈与をした農家は3戸(46、54、56番農家)、それをしなかった農家は4戸(45、48、57、58番農家)である。後者のうち、父親が最高齢である48番農家は、移譲から5年経て一括贈与を行なっている。一方、年金による経営移譲が該当しない43、44番農家は、それぞれ父親が67才、66才のときに一括贈与している。以上畑作については、後継者が就農してから規模拡大した分を後継者名義にすることはあるものの、年金による経営移譲時に一括贈与する農家は半分程で、父親がもっと高齢になってから贈与するものと考えられる。

以上、稲作、畑作、酪農と3つの経営形態について、後継者が経営主になって行く過程を見たのであるが、ここで(1)学歴・就業の仕方、(2)経営内における意思決定、(3)部落会への出席、(4)農地の名義、の4点について簡単にまとめておきたい。

まずはじめに学歴・就業の仕方であるが、学歴に関して最も高かったのが稲作であり、次に畑作、酪農と続く。就業の仕方については、稲作ではUターンや兼業が存在し、年金による経営移譲等により自らが経営の大部分を担うようになると兼業を減らして行く傾向も浮かぐ。畑作、酪農では、学卒後ただちに自家農業に就くことがほとんどであり、農外就業についても畑作で冬期間のアルバイト程度のものであるだけで酪農ではほとんど見受けられなかった。このように、稲作と畑作・酪農では、後継者の労働力としての自家農業への入り方が異なっているのである。

次に経営内における意思決定についてであるが、これは一度にすべての意思決定を担うようになるというよりはむしろ、部分的に担って行くものであると考えられる。その流れについて言うと、稲作では農作業、作付、それと同時にやや遅れて生産資材の購入、生産物の販売、そして資金管理、最後に投資というようになっている。畑作ではこれとほぼ同様であるが、生産物の販売が資金管理、投資と結びついており、作付がやや遅くなる傾向にあるのが特徴である。酪農では、農作業、作付、やや遅れて生産資材の購入、生産物の販売、そして資金管理、投資となるのは稲作と同様であるが、最後が投資から資金管理となるのも少なくなかった。

このような過程を年齢で見比べてみると、最も早期に意思決定が後継者によって担われるようになるのは酪農（20歳前後～20代後半）、次に畑作（20才前後～30歳くらい）、最も遅いのが稲作（20代半ば～30代半ば）となっている。そして、年金による経営移譲との関連で言うと、意思決定を担って行く過程において、年金による経営移譲が最も大きく関与しているのは稲作であり、次に畑作、あまり関与していないのは酪農である。

次に部落会への出席であるが、稲作においてはほとんどが年金による経営移譲と連動しており、年齢的には20代後半あるいは30歳過ぎからというようになっている。畑作、酪農については、30歳を過ぎてからというよりむしろ20代半ばあるいは20代前半からというケースが多く、年金による経営移譲や結婚に連動するものも存在するがその数はそれほど多くはない。いずれにしても部落会への出席は、少なくとも農作業、作付、生産資材購入などについて意思決定を担っていることが必要であると考えられるが、それぞれの経営形態あるいは地域によって部落会の機能が同一であるとは限らないので、今後この点を考慮して比較する必要があるように思われる。

最後に農地の名義であるが、稲作では年金による経営移譲に伴う一括贈与はごくわずかであり、後継者の就農後に購入した農地について後継者の名義を見るにとどまっている。これと正反対なのが酪農であり、年金による経営移譲時に一括贈与す

るのがほとんどである。そして、この両者の中間になっているのが畑作であって、年金による経営移譲時に一括贈与するものは半数程度となっている。

表3-2に見るように、北海道においては年金による経営移譲時の農地処分が、使用収益権設定となっているものが件数で6割程であるのに対して面積では5割を下回っていた。このことは、上記にみるような経営形態による農地処分の違いが反映したものと考えられる。このような同一農家内における農地の権利の移動について、家族構成、父親の年齢・状況、後継者の兄弟、就業状況、結婚・出産等を含めて追求して行くことが今後必要になってくると思われる。

む す び — 若干の考察 —

後継者の育成にかかわって言うならば、農業者年金による経営移譲だけをとって移譲とみなすのはあまり意味がないということは、これまで見てきたことから明らかである。経営にかかわる機能に引き寄せて考えてこそ、実質的な意味をもつのである。

こうした経営にかかわる機能については、経営活動に際しての意思決定によって見てきたのであるが、それによって誰が実質的に経営を統括しているのかを知ることができる。

まず、意思決定について何ら担うものがなければ、それは単なる労働者である。そして、農作業から資金管理、投資まですべての意思決定を担っているのであれば、それを実質的な経営者とみなすことができるのではないだろうか。一方、年金による経営移譲等で組勘の口座が自分名義になり、その口座によって売買活動が行なわれ、それによる蓄積が自分の所有となるのであれば、これを資本家的機能をそなえた者とみなすことができるのではないだろうか。

このようにして、後継者が経営主になって行く過程を考えるとどうなるであろうか。まず、就農以前に農作業を手伝ったり、就農後間もない頃は、後継者は意思決定を担わない単なる労働者として機能するのである。そして徐々に部分的に意思決定を担って行き、やがてすべての意思決定を担うようになり、実質的な経営者となるのである。また、農業者年金による経営移譲の際には農協の組勘等の名義を後継者のものにするよう指導されており、現にほとんどの農家が組勘を後継者名義にしている。従って、このときに後継者は社会的、制度的に資本家的機能を付与されるとみなすことができるのである。そして、農地の贈与・相続によって土地所有者とな

るのである。これを前節の事例に照らして見ると、多くの場合後継者は「労働者機能→経営者機能→資本家的機能→土地所有者機能」の順で自らの機能を備え加えて行くものと考えられ、部落会等に対してもこうした経営内での機能とかかわって出席するものと考えられる。

以上は、あくまでも前節までの考察によって導かれたことであり、理論的 Implementation であって、精緻な理論化と実証のためには、分配等も含めた詳細な調査がさらに必要となってくるであろう。

ともあれすぐれた経営管理能力を備えた後継者を育成することに関して言うならば、上記の過程で重要になるのは、意思決定を次第に後継者が担って行き実質的な経営者となる期間であろう。このときに経営者としての機能を発揮するに足る経営管理能力を備えている必要があるのである。いわば後継者にとっては、経営者への「離陸上昇期」に当たる。そして資本家的機能を備えるに向けて、その能力をさらに向上させて行かなくてはならないのである。

従って、今後この期間、前節で言うならば農作業から資金管理、投資まで次第に意思決定が後継者によって担われて行く期間、における経営管理のあり方とその能力向上について分析を進めて行く必要があるのである。

この期間は、経営にかかわる意思決定の担い手が父親と後継者の両者にまたがるのであって⁷⁾、誰か一人が集中的に意思決定をする期間を「集権期」と呼ぶなら、この期間は「分権期」と言えるであろう。⁸⁾

特にこの「分権期」にあたっては、いかにしてひとつの企業体としてひとつの統一純化された意思決定となるのか、経営管理論あるいは主体論として興味深い。おそらく経営にかかわってしばしば起こる世代間での対立は、それぞれの担う機能が、ひとつの選択をめぐって噛み合わず摩擦が生じることに起因するのではなからうか。例えば機械の導入をめぐって、若い後継者が労働者的な立場から機種を選定や導入の要請をするのに対し、父親は資本家的立場からその是非を判断するという場合がそうであり、両者の機能が同一の見解を導き出すとは限らない。後継者が経営者となって行く過程を考察するにあたって、この問題は整理されて然るべきであろう。

また、後継者が嘗農意欲をもち、経営管理意識が成熟してくるのもこの期間にあたる。例えば、主にこの期間において作付図、労働日誌、簿記などの記帳が開始されたり⁹⁾、4Hクラブ、農協青年部、各種研究会に入って学習活動を盛んに行なうようになったりするるのである。しばしば現場の声として、学習活動に関して「酪農に関しては4Hクラブ、稲作に関しては農協青年部」と言われたりするが、これには

前節で見たように分権期の現われる年齢が酪農と稲作では異なっていて、ちょうど酪農では4Hクラブ活動の年代に、そして稲作では農協青年部活動に入る年代にあたることによるのかもしれない。いずれにせよ、営農意欲や経営管理意識と青年の組織活動はお互いに深い関連をもっており、こういったことから特にこの「分権期」について分析を進める必要があると思われる。

以上、農業後継者の育成にかかわる経営移譲について、実態調査の結果を踏まえて若干の考察を行なった。そこからは多くのことが示唆されたが、これらについて今後経営管理論あるいは主体論の視点より理論的に整理して行き、同時に実態調査等によって実証検討を重ねて行く必要があるといえる。

注

- 1) 農業者年金基金法 第1条
- 2) 農業者年金制度要綱
- 3) <経営移譲年金の給付>

保険料を納付した期間と短期被用者年金期間とを合わせて20年以上である人が、65歳に達する前に、一定の要件を備えた経営移譲を行って農業経営から引退したときに支給される。

この20年という期間は、制度発足当初は年齢に応じて5年から19年に短縮されており、また移譲したときが60歳未満であるときは、一定の障害の状態にある人以外は60歳から支給される。

<農業者老齢年金の給付>

次のいずれかに該当する人に65歳から支給される。

⑦ 経営移譲年金の受給権者

- ① 65歳までに経営移譲をしなかった人で保険料を納付した期間と短期被用者年金期間とを合わせた期間が20年以上であって、60歳に達した日の前日に加入者である人。

なお、この20年という期間は、経営移譲年金と同様に制度発足当初は年齢に応じて5年から19年に短縮されている。

- 4) 「昭和59年度農業者年金業務統計」によって試算すると、件数について使用収益権設定の割合が低い都府県を見てみると、昭和59年度で山口(45.7%)、鳥取(57.0%)、大分(60.8%)となっており、これらに次いで北海道は4番目である。

また、処分面積で見ると、北海道と同様に所有権移転面積の方が大きくなっているのは山口だけである。

こうした、経営移譲に伴う農地の所有権移転あるいは取得について今後研究を深めて行く必要があるように思われる。

- 5) 酪農経営については「作付」を採草・放牧などの土地利用として、「生産資材購入」を購入飼料の選定・買い入れとして、また「生産物販売」を乳牛の販売として取り扱った。
- 6) 畑作経営については、「生産物販売」を主として豆の仕切りとして取り扱った。
- 7) ここでは、父子間のみに限って考えたのであり、その他の家族員が意思決定に全く関与していないという意味ではない。
- 8) ここでは、一般経営学の経営管理論でいうところの「集権」「分権」とはひとまず区別しておきたい。
- 9) 拙稿「農家における記帳と会計認識に関する経営史的考察」『農業経営研究』11号。